

【 処置 】

３５０ 肩関節等に対する湿布処置の算定について

《令和６年１０月３１日》

○ 取扱い

- ① 次の部位に対するＪ１１９消炎鎮痛等処置「３」湿布処置の算定は、原則として認められる。
  - (１) 肩関節
  - (２) 肘関節
  - (３) 股関節
  - (４) 膝関節
- ② 次の部位に対するＪ１１９消炎鎮痛等処置「３」湿布処置の算定は、原則として認められない。
  - (１) 手足（片側）
  - (２) 手指（片側）
  - (３) 足趾（片側）

○ 取扱いを作成した根拠等

Ｊ１１９消炎鎮痛等処置「３」湿布処置については、厚生労働省通知※に「「３」の対象となる湿布処置は、半肢の大部又は頭部、頸部及び顔面の大部以上にわたる範囲のものについて算定するものであり、それ以外の狭い範囲の湿布処置は、第１章基本診療料に含まれるものであり、湿布処置を算定することはできない。」と示されている。①の部位に対する処置範囲は、当該通知内であり、②の部位に対する処置範囲は第１章基本診療料に含まれるものと判断する。

以上のことから、①の部位に対するＪ１１９消炎鎮痛等処置「３」湿布処置の算定は原則として認められ、②の部位に対するＪ１１９消炎鎮痛等処置「３」湿布処置の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について